

新しい情報保障ガイドライン作成に当たっての課題【追加分】 (石井委員)

チェック3 ガイドラインが「使われる」ようにするために

情報保障ガイドラインの位置付けでは、県民へのサービスとして県の各機関が実践するものとしている。

しかしながら、県民＝〇〇市町村民であることから、各市町村においても、本情報保障ガイドラインで提供するサービスと同様のサービスを提供することが望ましい。障がいのある人やその関係者にとって、本サービスの考え方や内容（特に各論部分）等に県と市町村で違いがあると、混乱し利用しにくいものとなることが想像できる。

情報保障ガイドラインの市町村等への周知方法の更なる工夫が必要である。また、それと同時に、情報保障ガイドラインの目的である「障がいのある人を含む県民＝市町村民の知る権利の保障」がいかに社会生活する上で重要であるかを再認識しなければならないと考える。

つきましては、次の提案をしたい。

- ・ 県のみならず各市町村が、県民＝市町村民の情報保障を主体的に実践するための研修会の実施。
- ・ 市町村職員等関係者の本情報保障ガイドライン会議への参加。

※本情報保障ガイドライン会議においては、目的等を考慮すると民間企業関係者より市町村職員等関係者の必要性が高い。